

ID: 204

担当部署: 建設水道課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第57条		
例規番号	平成9年条例第33号		
【基準】 第57条の規定による。 (敷地の目的外使用) 第57条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日